

個④010 青色申告承認申請書（兼）現金主義の所得計算による旨の届出手続（裏面）

売掛金・買掛金等の資産負債の額(平成 年 月 日現在)			
資 産		負 債	
売 掛 金 (未収入金を含む。)	円	買 掛 金	円
受 取 手 形		支 払 手 形	
た な 卸 資 産		前 受 金	
前 払 費 用		未 払 費 用	
計		計	

書きかた

- この申請（届出）書は、不動産所得及び事業所得の金額を現金主義によって計算することを選択して青色申告をしようとする場合に提出するものです。
- この申請（届出）書は、青色申告をしようとする年の3月15日まで（その年の1月16日以後に開業した人は、開業の日から2か月以内）に提出してください。  
ただし、青色申告の承認を受けていた被相続人の事業を相続により承継した場合は、相続を開始した日の時期に応じて、それぞれ次の期限までに提出してください。
  - 相続を開始した日がその年の1月1日から8月31日までの場合・・・相続を開始した日から4か月以内
  - 相続を開始した日がその年の9月1日から10月31日までの場合・・・その年の12月31日まで
  - 相続を開始した日がその年の11月1日から12月31日までの場合・・・その年の翌年の2月15日まで
 なお、提出期限が土・日曜日・祝日等に当たる場合は、これらの日の翌日が期限となります。
- 表面の2の(1)に該当する人は、取消しを受けた日又は取りやめをした日から1年以内は、申請が却下されることがあります。
- この申請（届出）書を提出できる人は、表面の5の(3)の金額が300万円以下の人に限定されています。
- 表面の5の(3)の金額が300万円を超える人が青色申告の承認申請をする場合や、いままでに現金主義による所得計算の特例を受けたことのある人が再び青色申告の承認申請をする場合は、この申請（届出）書ではなく、別の青色申告承認申請書を使用してください。
- 上の表の売掛金・買掛金等の金額（売上や仕入、経費に関係のあるもの）は、現金主義の所得計算から通常の所得計算に切り替えるときに、調整するために必要なものですから、よく調べて正確に書いてください。

個④010 青色申告承認申請書（兼）現金主義の所得計算による旨の届出手続（裏面）

売掛金・買掛金等の資産負債の額(平成 年 月 日現在)			
資 産		負 債	
売 掛 金 (未収入金を含む。)	円	買 掛 金	円
受 取 手 形		支 払 手 形	
た な 卸 資 産		前 受 金	
前 払 費 用		未 払 費 用	
計		計	

書きかた

- この申請（届出）書は、不動産所得及び事業所得の金額を現金主義によって計算することを選択して青色申告をしようとする場合に提出するものです。
- この申請（届出）書は、青色申告をしようとする年の3月15日まで（その年の1月16日以後に開業した人は、開業の日から2か月以内）に提出してください。
- 表面の2の(1)に該当する人は、取消しを受けた日又は取りやめをした日から1年以内は、申請が却下されることがあります。
- この申請（届出）書を提出できる人は、表面の5の(3)の金額が300万円以下の人に限定されています。
- 表面の5の(3)の金額が300万円を超える人が青色申告の承認申請をする場合や、いままでに現金主義による所得計算の特例を受けたことのある人が再び青色申告の承認申請をする場合は、この申請（届出）書ではなく、別の青色申告承認申請書を使用してください。
- 上の表の売掛金・買掛金等の金額（売上や仕入、経費に関係のあるもの）は、現金主義の所得計算から通常の所得計算に切り替えるときに、調整するために必要なものですから、よく調べて正確に書いてください。